

平成 22 年 12 月 15 日

要望項目等に関する最終整理案  
[地方税]

**【環境関連税制関係】**

## 環境関連税制〔地方税〕（案）

### ○ 軽油引取税

(1) 地方の財政状況は引き続き非常に厳しい状況にあることや、地球温暖化対策の観点も踏まえ、引き続き、平成 23 年度においては、軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持する。

(2) 軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これと一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続する。

なお、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等を受け所要の措置を講ずる。

### ○ 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠である。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討する。

地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 24 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める。

### ○ 航空機燃料譲与税

航空機燃料税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないように、航空機燃料譲与税の譲与割合を、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、9分の2（現行：13分の2）とする。